

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

枚方市の人口は、平成 21 年の 411,777 人をピークに減少傾向が続き、令和 5 年 4 月 1 日現在において、男性 189,103 人、女性 206,197 人となっており、0～14 歳が 47,472 人、15～64 歳が 233,710 人、65 歳以上が 114,118 人となっている。

産業構造については、本市にはこれまでの高度経済成長の中で製造業を中心とした企業団地が形成され、関西文化学術研究都市構想に基づく津田サイエンスヒルズの企業立地が平成 25 年度に完了したことで、本市産業の大きな特色である 7 つの企業団地が形成されている。

人口減少の中にあっても、活力あるまちづくりを進めていくためには、経済活動の基盤となる産業の振興を図っていく必要があるが、市内企業の大半を占める中小企業においては人材不足に直面するとともに、厳しい経営状況が続いている。今後、生産力を維持・向上させていくためには、労働生産性を向上させる事が必須であることから、本計画により中小企業者の先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を図ることとする。

#### (2) 目標

本市の第 5 次総合計画で掲げる施策目標「地域産業が活発に展開されるまち」の実現を図ると同時に枚方市産業振興基本条例で定める市の役割「中小企業者の発展に向けた施策の実施」として、先端設備等導入計画の認定を行う。また、本市総合計画の施策指標として市内民営事業所数の増加につながるよう努める。

これを実現するための目標として、計画期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

生産性向上のための設備投資を最大限支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

市内全域の事業者を対象にすることで、市内全域の中小企業者の設備投資を支援する。

## (2) 対象業種・事業

対象業種・事業を限定しないことで、市内全域の中小企業者の設備投資を支援する。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月28日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 本市の市税の滞納者に係る先端設備等導入計画は認定の対象としない。